

（役員の選任及び解任）

附 則（平成一八年二月九日法務省令第
一五号）抄
(施行期日)

附 則（令和元年七月一日法務省令第二
二号）
この省令は、令和元年七月一日から施行す
る。

姓	名	
姓	名	
生	月	日
死	月	日

第十条 法第十二条第一項の証明書は、別添様式によるものとする。

附則（平成一九年九月二八日法務省令）

この省令は、会社法の一一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

(経過措置) 九年九月三十日から施行する。

この省令は、平成十五年六月一日から施行す

附 則（平成一六年四月二八日法務省令
第四〇号）

附 則（平成一六年一二月一六日法務省
令第八九号）抄
(施行期日)
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

第一九号 (施行期日) 抄
第一条 ここの省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成七年七月二十九日法務省令)
第一条 (施行期日) 本省令は、有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成二年八月三〇日法務省令)

附 題 (平成一七年九月三〇日) 江蘇省令
第九九号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附 則	(平成一八年二月九日法務省令第一号)	附 則	(平成一八年二月九日法務省令第一号)
第一 条	この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。	第一 条	この省令は、令和元年七月一日から施行する。
附 則	(平成一九年三月三〇日法務省令第一四号)	附 則	(令和四年八月三日法務省令第三四号)
（施行期日）	この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	（施行期日）	この省令は、令和四年九月一日から施行する。
附 則	(平成一九年九月二八日法務省令第五七号) 抄	附 則	(令和四年八月一八日法務省令第三五号) 抄
（施行期日）	この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。	（施行期日）	この省令は、令和四年九月一日から施行する。
（経過措置）		（経過措置）	
第三条 不動産登記規則別記第四号様式において定める登記官の身分を証する書面の様式は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお前述の様式によることができる。	第二 条 前項の規定は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則において定める職員の身分を示す証明書の様式について準用する。	第三条 第一条この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。	第一 条 この省令は、令和六年三月一日法務省令第七号）抄
附 則	(平成二一年四月二三日法務省令第二三号)	附 則	(令和六年四月二二日法務省令第三二号) 抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	（施行期日）
附 則	(平成二四年二月六日法務省令第四号) 抄	第一 条 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く。）、第六条の改正規定（第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定（船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。）	第一 条 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。
附 則	(平成二五年三月二一日法務省令第三三号)	附 則	(平成二七年三月二七日法務省令第一〇号) 抄
（施行期日）	この省令は、平成二十四年二月二十一日から施行する。	（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
附 則	(平成二七年三月三〇日法務省令第一号)	第一 条 この省令は、公の日から施行する。	第一 条 この省令は、公の日から施行する。
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）	この省令は、平成二十九年七月三日から施行する。
附 則	(平成二九年六月二三日法務省令第二六号)	第一 条 この省令は、平成二十九年七月三日から施行する。	第一 条 この省令は、平成二十九年七月三日から施行する。

規制適用区分	規制適用区分の特徴
第一種（第一種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。
第二種（第二種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。
第三種（第三種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。
第四種（第四種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。